

平成27年5月11日
健感発0511第3号

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公印省略)

「エボラ出血熱の国内発生を想定した医療機関における基本的な対応について（依頼）」の一部改正について

エボラ出血熱について、平成26年10月24日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知「エボラ出血熱の国内発生を想定した医療機関における基本的な対応について（依頼）」により、エボラ出血熱の国内発生を想定した対応について依頼をしているところです。

今般、世界保健機関（WHO）による、リベリアにおけるエボラ出血熱の終息宣言を踏まえ、リベリアに係るエボラ出血熱流行国としての対応を取りやめることとするため、同通知を別添の新旧対照表のとおり改正をいたしますので、その対応に遺漏なきようお願いします。



「エボラ出血熱の国内発生を想定した医療機関における基本的な対応について（依頼）」

新 エボラ出血熱の国内発生を想定した医療機関における基本的な 対応について（依頼）		平成 26 年 10 月 24 日付け健感発 1024 第 1 号 日 エボラ出血熱の国内発生を想定した医療機関における基本的な 対応について（依頼）
<p>我が国は、エボラ出血熱の国内侵入を防止するため、空港で日頃から実施中のサーモグラフィーによる体温測定に加え、各航空会社の協力も得つつ、アフリカの流行国（ギニア及びシエラレオネ）からの入国者及び帰国者に対して、症状の有無に問わらず過去 21 日以内の滞在歴がある場合に、その旨検疫所に自己申告するよう要請しています。さらに、米国での事例も踏まえ、ギニア又はシエラレオネの過去 21 日以内の滞在歴が確認された者には 21 日間健康状態について検疫所が把握することとし、発熱等の症状が現れた場合には直ちに検疫所が把握し、当該検疫所は必ず厚生労働省健康局結核感染症課に報告をすることとし、対策の強化を図っています。</p> <p>一方、感染症指定医療機関以外の医療機関で西アフリカからの発熱症状を呈する帰国者がマラリアと診断された症例が最近報告されるなど、今後、エボラ出血熱を疑われる患者が感染症指定医療機関以外の医療機関に直接来院する可能性がないとは言い切れません。当局としては、このような事例に対しても対策を講じる必要があると考えています。については、発熱に加え、</p>	<p>我が国の対策として、エボラ出血熱の国内侵入を防止するため、空港で日頃から実施中のサーモグラフィーによる体温測定に加え、各航空会社の協力も得つつ、アフリカの発生国（ギニア、リベリア、シエラレオネ、コンゴ民主共和国）からの入国者及び帰国者に対して、症状の有無に問わらず過去 21 日以内の滞在歴がある場合はその旨検疫所に自己申告するよう要請しています。さらに、米国での事例も踏まえ、ギニア、リベリア又はシエラレオネの過去 21 日以内の滞在歴が確認された者には 21 日間健康状態について検疫所が把握することとし、発熱等の症状が現れた場合には直ちに検疫所が把握し、当該検疫所は必ず厚生労働省健康局結核感染症課に報告をするなど、対策の強化を図っています。</p> <p>一方、感染症指定医療機関以外の医療機関で西アフリカからの発熱症状を呈する帰国者がマラリアと診断された症例が最近報告されるなど、今後、エボラ出血熱を疑われる患者が感染症指定医療機関以外の医療機関に直接来院する可能性がないとは言い切れません。当局としては、このような事例に対しても対策を講じる必要があると考えています。については、発熱に加え、</p>	

ギニア又はシェラレオネの過去1か月以内の滞在歴が確認された者は、エボラ出血熱の疑似症患者として取り扱うこととしたので、医療機関から保健所長をして都道府県知事へ届出がなされた場合には、直ちに厚生労働省健康局結核感染症課に報告してください。エボラ出血熱の疑似症患者については、特定感染症指定医療機関又は第一種感染症移送に当たっては、特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関と連携しつつ、移送に当たる職員等の感染予防に万全を期すよう、お願いします。

また、下記の対応について、管内の医療機関に対して、協力いただけけるよう周知方をお願いします。

記

1 医療機関における基本的な対応

- (1) 発熱症状を呈する患者には必ず渡航歴を確認する。
- (2) 受診者について、発熱症状に加えて、ギニア、リベリア又はシェラレオネの過去1か月以内の滞在歴が確認できた場合は、エボラ出血熱の疑似症患者として直ちに最寄りの保健所長経由で都道府県知事へ届出を行う。
- (3) ギニア又はシェラレオネの過去1か月以内の滞在歴を有し、かつ、発熱症状を呈する患者から電話の問い合わせがあった場合は、当該エボラ出血熱が疑われる患者に対し、最寄りの保健所へ連絡するよう、要請する。

2・3 (略)

1 医療機関における基本的な対応

- (1) 発熱症状を呈する患者には必ず渡航歴を確認する。
- (2) 受診者について、発熱症状に加えて、ギニア、リベリア又はシェラレオネの過去1か月以内の滞在歴が確認できた場合は、エボラ出血熱の疑似症患者として直ちに最寄りの保健所長経由で都道府県知事へ届出を行う。
- (3) ギニア、リベリア又はシェラレオネの過去1か月以内の滞在歴を有し、かつ、発熱症状を呈する患者から電話の問い合わせがあつた場合は、当該エボラ出血熱が疑われる患者に対し、最寄りの保健所へ連絡するよう、要請する。

2・3 (略)

ギニア、リベリア又はシェラレオネの過去1か月以内の滞在歴が確認された者は、エボラ出血熱の疑似症患者として取り扱うこととしたので、医療機関から保健所長をして都道府県知事へ届出がなされた場合には、直ちに厚生労働省健康局結核感染症課に報告してください。エボラ出血熱の疑似症患者については、特定感染症指定医療機関又は第一種感染症移送に当たっては、特定感染症指定医療機関と連携しつつ、移送に当たる職員等の感染予防に万全を期すよう、お願いします。

また、下記の対応について、管内の医療機関に対して、協力いただけけるよう周知方をお願いします。

記

平成26年10月24日
健感発1024第1号

平成27年5月11日
一部改正 健感発0511第3号

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公印省略)

エボラ出血熱の国内発生を想定した医療機関における基本的な対応について(依頼)

我が国の対策として、エボラ出血熱の国内侵入を防止するため、空港で日頃から実施中のサーモグラフィーによる体温測定に加え、各航空会社の協力も得つつ、アフリカの流行国(ギニア及びシエラレオネ)からの入国者及び帰国者に対して、症状の有無に関わらず過去21日以内の滞在歴がある場合はその旨検疫所に自己申告するよう要請しています。さらに、米国での事例も踏まえ、ギニア又はシエラレオネの過去21日以内の滞在歴が確認された者には21日間健康状態について検疫所が把握することとし、発熱等の症状が現れた場合には直ちに検疫所が把握し、当該検疫所は必ず厚生労働省健康局結核感染症課に報告をするなど、対策の強化を図っています。

一方、感染症指定医療機関以外の医療機関で西アフリカからの発熱症状を呈する帰国者がマラリアと診断された症例が最近報告されるなど、今後、エボラ出血熱を疑われる患者が感染症指定医療機関以外の医療機関に直接来院する可能性がないとは言い切れません。当局としては、このような事例に対しても対策を講じる必要があると考えています。については、発熱に加え、ギニア又はシエラレオネの過去1か月以内の滞在歴が確認された者は、エボラ出血熱の疑似症患者として取り扱うこととしましたので、医療機関から保健所長を経由して都道府県知事へ届出がなされた場合には、直ちに厚生労働省健康局結核感染症課に報告してください。エボラ出血熱の疑似症患者の移送に当たっては、特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関と連携しつつ、移送に当たる職員等の感染予防に万全を期すよう、お願いします。

また、下記の対応について、管内の医療機関に対して、協力いただけるよう周知方お願いします。

記

1 医療機関における基本的な対応

- (1) 発熱症状を呈する患者には必ず渡航歴を確認する。
- (2) 受診者について、発熱症状に加えて、ギニア又はシエラレオネの過去1か月以内の滞在歴が確認できた場合は、エボラ出血熱の疑似症患者として直ちに最寄りの保健所長経由で都道府県知事へ届出を行う。
- (3) ギニア又はシエラレオネの過去1か月以内の滞在歴を有する発熱患者から電話の問い合わせがあった場合は、当該エボラ出血熱が疑われる患者に対し、最寄りの保健所へ連絡するよう、要請する。

2 連絡先

- 保健所の連絡先(厚生労働省ホームページ 保健所管轄区域案内)
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/hokenjo/

3 参考リンク

- 「エボラ出血熱について」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/ebola.html>